

## 農地法第3条許可申請について

### ◎申請に必要なもの

1. 申請書 . . . 1部
2. 全部事項証明書（旧：土地登記簿謄本） . . . 1通  
※地上権等権利設定があれば権利者の承諾書を添付してください。
3. 経営農地筆別明細書 . . . 1部（別添様式）  
※橋本市外の農地を耕作されている方は、所在地の農業委員会が発行した耕作証明書を添付してください。
4. 確約書 . . . 1部
5. その他
  - ア 申請農地の所在位置図（住居地図等） . . . 1部
  - イ 賃借権、使用賃借権にあっては、その契約書の写し . . . 1部
  - ウ 申請者が橋本市外の居住者である場合は、住民票を添付してください。
  - エ 荒田、荒畑を譲り受けようとする場合や新規に農業に従事する場合は、耕作計画を添付してください。

### ◎申請書記入要領

1. 面積はすべて、㎡で記入してください。
2. 土地の所在（小字名を忘れずに）、地目、面積等は全部事項証明書に従って正確に記入してください。
3. 備考欄を利用し、双方の連絡先を記入してください。
4. 申請書の欄外（下）にある「記載要領」をよく読んで記入してください。  
なお、申請書の記入要領は、次の（ア～オ）のとおりです。

ア. 下記農地（A）の（B）を（C）したいので . . .

（A）田・畑

（B）所有権・賃貸借権・使用貸借権

（C）移転・設定

イ. 所有権移転以外は、譲受（渡）人を一で消し、借（貸）人等と記入してください。

ウ. 「記2」について、登記簿地目及び面積と現況が一致しない場合は、次の要領で記入してください。

①現況において、農地の一部を小規模の農業用施設（農小屋、農道、水路等）として使用している場合、面積欄は「登記面積㎡のうち田又は畑㎡」と記入し、備考欄を利用して、面積の内訳を表示してください。

・この際、同欄に記入した非農地部分は経営農地として算入しないでください。

エ. 経営地は、①自作地と④借入地の合計を記入してください。

- ・なお、権利の取得後において、農地法第3条第2項第5号の規定により県知事が定めた面積（下限面積）を下回る場合は、許可に該当しません。

○面積（下限面積）

- ・橋本市全域（下記を除く） 20 a
- ・橋本市空家バンク等に登録された空き家に付随する農地で農業委員会が定めて用件を満たすもの 0.01 a

（1 aは100㎡です。）

（令和2年10月より変更（緩和）されました）

- ・なお、耕作を放棄したような土地は、農地としての扱いは出来ません。又、利用権限のない借入農地（俗にいうヤミ小作）は、耕作地として算入しないでください。

オ. 農作業の従事日数は年間の農業（屋内作業を含む）に従事している日数を記入してください。

カ. 申請書等全ての書類の余白に捨印を押印してください。

### **農地法第3条の主旨**

○農地法第3条許可申請は、耕作を目的として農地の「所有権移転」又は「権利を設定」するための申請です。従って自らの生産意欲がない場合や、他の人に貸付ける予定、土地が荒廃地等耕作不能地、又転用目的をもった取得は、本3条申請には該当しませんのでご了承ください。

※標準的な受付期間は、毎月14日頃から20日頃の間となっています。

委員会の都合により、変更となる場合がありますので、受付期間については農業委員会にお問い合わせください。

○お問い合わせ先

橋本市農業委員会事務局

TEL0736-33-1503